エルちゃんのトラブルバイバイ ニュース

NO.2 3 2014.7.11

(1)臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意! 平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々の負担の 軽減を考慮し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」が支給されます。

臨時福祉給付金に関して、市役所や区役所の職員が

ATM (銀行・コンピニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすること 臨時福祉給付金支給のために、手数料などの振込を依頼すること キャッシュカードをお預かりすること

等は絶対にありません。

還付金詐欺などでは、特に高齢者の方が狙われています。詐欺の恐れもありますので、おかしいと持ったら、最寄りの警察署へご相談ください。

(2)国民保護法をかたる怪しい手紙にご注意!

最近、経済回復対策本部と称する団体から「経済回復給付金申請書」等の書類が送られて きたという相談がありました。

申請書等には「振込詐欺の被害に遭われた方に、給付金を支給する」と書かれています。 一見、それらしい申請書に見えますが、国民保護法()の規定により、このような給付金 を支給されることはありませんので、ご注意ください。

よく似たケースとして、国民保護対策本部と称する団体から「国民保護対策給付金支給申請書」等の書類が送られてきたという相談もありました。

悪質な詐欺と思われますので、申請書等の送付があったら、すぐに<u>最寄りの警察署</u>へご相談ください。

()国民保護法の正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律」であり、振り込め詐欺とは関係ありません。

大阪市消費者センター(住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)

. 消費生活相談専用電話: 6614 - 0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日午前10時~午後5時、12/29~1/3を除く)

- ・メール相談:大阪市消費者センターホームページから
 - 「メール相談 」にアクセス
- ・面 談:大阪市消費者センター (予約不要)

その他の面談場所(要予約 6614-0999)

- ・天王寺サービスカウンター
- ・市民相談室(市役所1階)

地域講座をご利用ください。

30名以上集まれば、無料でどこでも出張します。

(少人数の場合はご相談ください。)

地域包括支援センター、社会福祉協議会、 民生委員協議会、 介護サービス事業所・町会等の会合で1時間程度の研修はいか がですか?

<u>地域講座についてのお問い合わせ</u>は、6614-7522 へお願いします。



メインキャラクター / エルちゃん